

今後のこどもの権利に関する意見聴取及び啓発について

（仮称）文京区こどもの権利に関する条例（素案）については、令和7年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施し、広く区民等から意見をいただく予定であるが、これに加えて、こども本人から直接意見を聴くための取組などを行う。

1 条例素案についてのパブリックコメント

条例素案について、令和7年10月20日から11月20日まで、区報特集号、区ホームページ等により区民から意見を募集する。

区立小中学校と連携し、貸与しているタブレットにリンクを設定するなどの取組により、児童・生徒の参加を促進する。

2 パネル展示型説明会の実施

パブリックコメントの実施に合わせて、11月6日及び9日に、文京シビックセンター1階アートサロンにおいて、パネル展示型説明会を実施する。

3 b-lab 等との連携

中高生が利用するb-labやAQUABASEと連携し、条例前文案について意見を聴くなどの取組を実施する。

4 児童館でのヒアリング

こどもの権利をテーマとするすごろくで楽しみながらこどもの権利の理解を深めた上で、グループ対話を行う。

5 就学前児童へのヒアリング

区立保育園において、施設職員の支援を得ながら、こどもの意見を聴き取る。

6 障害のあるこどもへのヒアリング

特別支援学級（小中各1校程度）、放課後等デイサービスにおいて、施設職員の支援を得ながら、こどもの意見を聴き取る。

7 文の京こども月間での啓発活動

シールアンケートやインタビューによりイベント参加者から意見を聴き取る。

9月7日 子育てフェスティバル

10月19日 本郷百貨店祭り（地元商店会主催）

11月18日及び19日 児童虐待防止推進月間・里親月間企画展

8 こどもの権利推進リーダー

令和7年12月からこどもの権利推進リーダー第2期生を募集し、令和8年度は、こどもの権利や条例についての啓発手法をこどもと一緒に検討する。